

茨木市立小学校の給食における二次調理実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立小学校給食において、児童が疾患等による障害により、食事配慮を必要とする場合に、二次調理を実施することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「二次調理」とは、学校において、ミキサー食とし、必要に応じて、とろみ調整剤を用いて調理することをいう。

(対象児童)

第3 小学校の給食における二次調理の対象となる児童は、集団給食の範囲を基本とし、児童の健康管理、発育状況等を考慮したうえで、主治医から指示・指導を受けた者とする。

2 二次調理の対象とする児童は、次のいずれにも該当し、二次調理の実施が可能であると教育長が認める者とする。

(1) 胃ろう栄養法を実施している者

(2) 医師の検査、診断により二次調理による食事提供が必要と判定された者

(3) 家庭において、ミキサー食等の対応が行われている者

(二次調理の実施方法)

第4 二次調理は、日々の当該所属校での給食献立において、集団給食対応の範囲とし、対象献立は、主食と、副食の区分のうち市が指定する。ただし、アレルギー除去食対応は、保護者が申請を別途行ったうえで、鶏卵・うずら卵、乳・乳製品の範囲で実施する。

2 前項のうち、ミキサー食に適さないと市で判断した献立は対象としないことができる。

3 必要とする対応が集団給食の限界を超えると校長が判断した場合、または、調理機器及び器具等の破損時には、提供を中止し、予め、保護者が用意している代替食（経管栄養剤等）を提供するものとする。

(校内委員会での情報共有)

第5 校内委員会（以下「委員会」という。）において、校長、教頭、支援学級担任、通常の学級担任、養護教諭、医療介助員、栄養教諭および学校栄養職員、学校調理員の相互理解と協力により、各小学校において、二次調理に関する情報共有をはかる。

2 委員会においては、校長を委員長とし、必要に応じて委員会を開催する。

3 委員会においては、児童の二次調理の対応に限らず、二次調理等に対する知識の啓発に努め、教職員間の意志疎通を図るものとする。

(二次調理の申請)

第6 二次調理の申請は、年度ごとに行うものとする。

2 二次調理を必要とする児童の保護者は、医療的ケア主治医指示書に基づき、二次調理申請書(様式第1号)により、毎年度当初に校長に申請するものとする。ただし、転入学等で年度途中で二次調理が必要となった場合は、その都度申請するものとする。

(二次調理実施の決定)

第7 二次調理の開始については、児童の状況および申請内容を委員会において判断し、最終的に校長が決定し、該当児童の二次調理の実施について、二次調理実施通知書(様式第2号)により保護者へ結果を通知するものとする。

(解除)

第8 年度途中で二次調理が必要でなくなった場合、医療的ケア主治医指示書及び保護者からの二次調理解除申請書(様式第3号)に基づき、解除するものとする。ただし、年度末及び、転退学した場合は自動的に解除するものとする。

(中止)

第9 二次調理は、対象児童の保護者がこの要綱に定める事項及び教職員等の指導を守らないとき、若しくはその他やむを得ない事情があると認められるときは委員会において中止を決定できるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、二次調理について必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

二次調理申請書

(申請先)

市立 小学校長

保護者氏名 _____

下記の理由により、二次調理による給食対応について申請します。

記

ク ラ ス 名	年 組
児 童 名	
生 年 月 日	
理 由 (医療的ケア主治医 指示書の内容と整合 すること)	

(様式第2号)

年 月 日

茨木市立 小学校

年 組

保護者様

茨木市教育委員会

二次調理実施通知書

標記について、二次調理申請書に基づき、校内委員会及び茨木市教育委員会で検討した結果、このたびの申請について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

・対応可能

実施期間 (年 月より当該年度末まで)

(特記事項)

.....

・対応不可能

(特記事項)

.....
.....
.....

【問い合わせ先】

茨木市教育委員会
学務課 保健給食係

TEL 072-620-1681

(様式第3号)

年 月 日

二次調理解除申請書

(申請先)

市立 小学校長

保護者氏名 _____

下記の理由により、二次調理による給食対応の解除について申請します。

記

ク ラ ス 名	年 組
児 童 名	
生 年 月 日	
理 由	